



平成25年4月19日  
国土交通省  
九州地方整備局  
鹿児島国道事務所

## 記者発表資料

# 南九州西回り自動車道『出水阿久根道路』で 道路建設用の土砂が不足しています！

国土交通省 鹿児島国道事務所では、現在、南九州西回り自動車道『出水阿久根道路』において、道路建設に伴う土の掘削工事や、土を盛る工事（盛土）等を実施しています。

道路建設の盛土に必要な土砂は、関連工事からの建設発生土や他の公共事業からの発生土を有効利用していますが、今後、出水阿久根道路『出水IC（仮称）～野田IC（仮称）』に利用する盛土用の土砂が約20万立方メートル不足の見込みです。

つきましては、工事の円滑な実施、建設発生土の有効利用を図るために、道路建設に適した盛土用土砂の受け入れを広く公募します（別添資料を参照ください）。

### ○申し込み受付期間

平成25年4月22日（月）～6月14日（金）

### ○土砂の受け入れ予定期間

平成25年9月から平成27年3月までを予定

### ○土砂採取候補地の対象範囲

『出水IC（仮称）～野田IC（仮称）』から概ね10kmの範囲内

※鹿児島国道事務所のホームページにも掲載しています。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kakoku/>

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所



副所長 堀 康雄

工務課長 五反田 信幸

〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号

電話：099-216-3111（代表）

FAX：099-216-3861

# 道路建設用土砂の受け入れに伴う申し込み要領

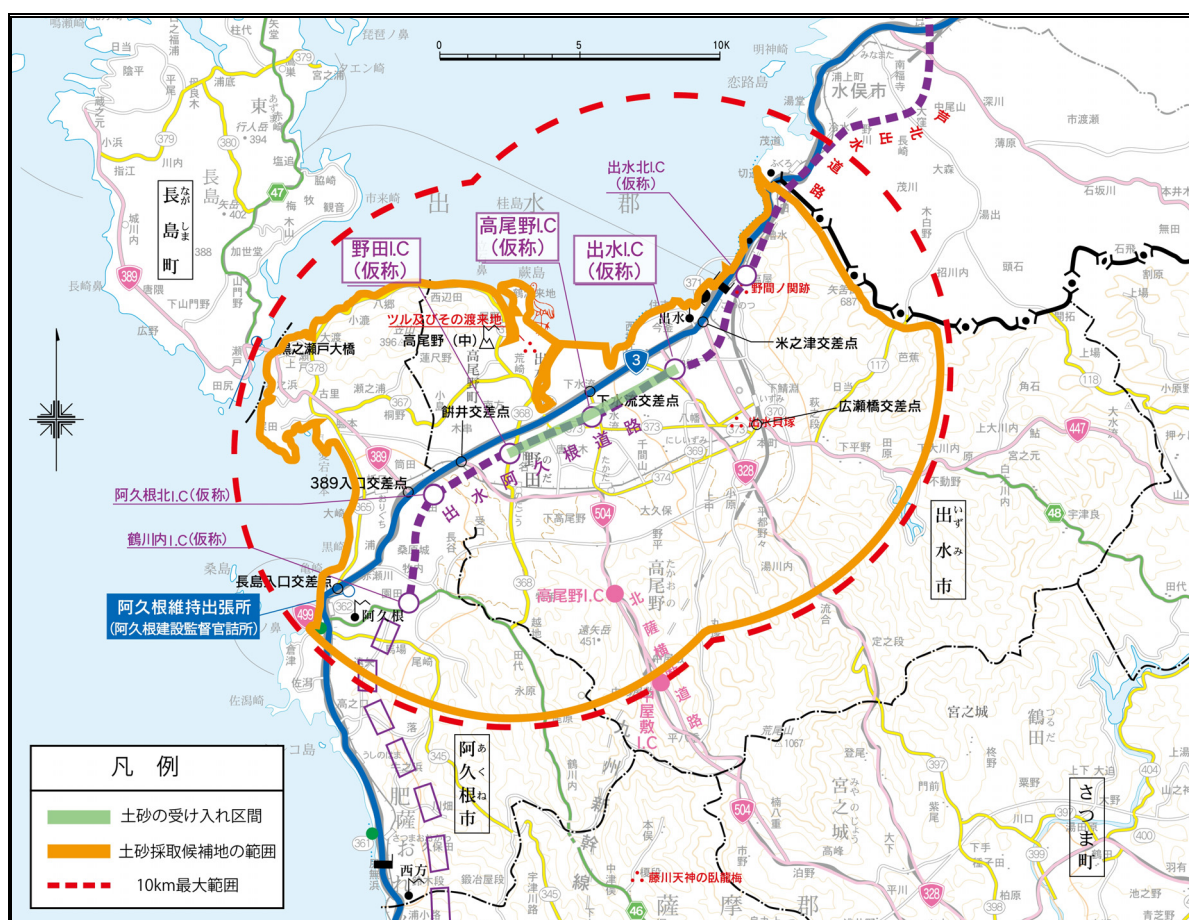
国土交通省 鹿児島国道事務所では、現在、南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」において、道路建設に伴う土の掘削工事や、土を盛る工事（盛土）等を実施しています。道路建設の盛土に必要な土砂は、関連工事からの建設発生土や他の公共事業からの発生土を有効利用していますが、今後、出水阿久根道路『出水IC（仮称）～野田IC（仮称）』の盛土に利用する土砂が約20万立方メートル不足する見込みです。

つきましては、工事の円滑な実施、建設発生土の有効利用を図るために、道路建設に適した盛土用土砂の受け入れを広く公募します。

1. 事業名 南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」

2. 土砂採取候補地の対象範囲

『出水IC（仮称）～野田IC（仮称）』から概ね10キロメートルの範囲内であること。



### 3. 土砂の受け入れ可能土量

約20万立方メートルを予定しています。

### 4. 申し込みできる方の要件

「2. 土砂採取候補地の対象範囲」において、土砂の搬出等を予定している土地を所有又は土地を貸借されている方で、平成25年9月から平成27年3月迄の間に土砂の搬出等を予定している方（貸借の場合は、土地所有者の同意が必要）。ただし、次の団体等については応募できません。※国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（平成24年3月19日）の「暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」に該当する方。

### 5. 受け入れ土砂の条件等

#### （1）土砂の条件

○道路の建設に適した無償の土砂であること（道路の建設に適した土砂とは、「発生土利用基準について（国土交通省国官技第112号 平成18年8月10日）」における道路用盛土に適した土であるものとし、道路の建設に適しているか否かについては当所にて調査及び試験を行い確認します）。

○土砂の採取に伴い、関係手続き等が申し込み時までに完了または完了見込みであること。

#### （2）採取地の条件

○1箇所から採取できる土の量が1000立方メートル以上であること。

○土砂の採取場所は、出水阿久根道路『出水IC（仮称）～野田IC（仮称）』間より概ね10キロメートルの範囲内であること。

○運搬用の機械（大型のバックホウ及びダンプトラック10t車）が通行できること。なお、通行できるか否かについては、当所にて調査させていただきます。

#### （3）その他

○土砂の積み込み運搬は、原則として国土交通省鹿児島国道事務所側が実施します。

○詳細な土砂採取時期については、当所との協議により決定いたします。

○土砂採取後の土地の形状については、事前に当所との協議により決定することとします。ただし、協議の内容によっては受け入れをお断りする場合があります。

○採取地として確定後に、他の公共事業からの建設発生土受入れ要請があった場合は、そちらを最優先して受け入れます。なお、予算措置、施工時期等により当初の予定土量を搬出することができない場合があります。

○搬出路の確保は申込者が行うこととし、その際に用地買収及び借地契約が

必要な場合は申込者が行ってください。

○土砂採取地の決定後、搬出作業内容についての近隣住民への説明等については申込者が実施してください。

○採取土の運搬に際し運搬経路沿線の住民あるいは地権者等からの問い合わせがあった場合は、申込者が誠意をもって対処ください。

○土砂の搬出中及び搬出完了後の所有地の管理は、申込者の責任で行ってください。

6. 申込み受付期間：平成25年4月22日(月)～平成25年6月14日(金)

受付時間は午前9時から午後5時迄です。

※土曜、日曜、祝日の閉庁日を除きます。

7. 申込み方法：以下の書類を作成していただきます。

(1) 必要書類

①道路建設用土砂の受け入れに伴う申込書

②誓約書

③土砂採取予定地の箇所図

④掘削等の許可証の写し

⑤土砂採取予定地計画図(平面図, 縦断図, 横断図等)

⑥土砂採取予定地について土地所有の権利関係が確認できる書類  
(字図, 登記簿謄本の写し等)

⑦申し込み者と土砂採取予定地の土地所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が確認できる書類(同意書等)

(2) 申し込み手続の留意事項

①申し込みに必要な費用は、すべて申し込み者の負担とします。

②必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却いたしません。

③必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

④今回の申し込み手続に関わり知り得た個人情報、採取候補地選定の目的以外には使用しません。

(3) 提出先

国土交通省 鹿児島国道事務所 工務課または、阿久根建設監督官詰所とします。

\*原則として直接の持ち込みとしますが、これによりがたい場合は、事前に連絡したのちに郵送等でも可能とします。なお、費用については、申込者の負担とします。

8. 土砂採取地の選定

申し込みを受け付けた土砂採取候補地の中から、道路の建設に適した土砂の適否、運搬経路を含む周辺環境の状況、関係法令等の調査・確認、申し込み者側の

協力体制、事業の効率性及び経済性等その他諸条件を総合的に検討して土砂採取地を選定します。なお、選定結果については申し込み者の方全員に平成25年8月頃まで郵送にて通知します。

9. 問い合わせ及び提出先

鹿児島国道事務所 工務課

〒892-0812	住所	鹿児島市浜町2番5号
	電話番号	099-216-3111 (代表) 099-216-3853 (直通)
	担当者	専門調査員 清原

阿久根建設監督官詰所 (阿久根維持出張所敷地内)

〒899-1611	住所	阿久根市赤瀬川1018
	電話番号	0996-73-0661
	担当者	阿久根建設監督官 長野

申込日 平成25年 月 日

## 道路建設用土砂の受け入れに伴う申込書

国土交通省 九州地方整備局  
鹿児島国道事務所長 殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

道路建設用の土砂採取地として、下記のとおり申し込みます。

### ○採取地の住所・地目

住 所	市 町 番地（ほか 筆）
地 目	

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂搬出行為を 行う土地の面積	平方メートル
搬出する土砂の総量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	年 月 日 ~ 年 月 日